

農業植物新品種権利侵害事件の処理規定

2002年12月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

農業植物新品種権利侵害事件の処理規定

(2002年12月12日、農業部第30回会議において審議、可決し、2002年12月30日発布、2003年2月1日より施行する。)

第一条 農業植物新品種権(以下品種権という)の権利侵害事件を有効に処理するために、「中華人民共和国植物新品種保護条例」(以下「条例」と略称)に基づき、この規定を制定する。

第二条 この規定にいう品種権の権利侵害事件とは、品種権の権利者の許可を得ることなく、商業目的をもって、授権された品種の繁殖材料を生産販売し及び当該授権品種の繁殖材料を別品種の繁殖材料の生産に重複して使用する行為をいう。

第三条 省レベルの人民政府の農業行政部門はその行政管轄区内の品種権侵害事件の処理に責任を負う。

第四条 省レベル以上の人民政府の農業行政部門が品種権侵害事件を処理する場合、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 請求人は品種権者又は利害関係人であること。
- (2) 明確な被請求人がいること。
- (3) 明確な請求事項と具体的事実及び理由があること。
- (4) 受理する農業行政部門の事件受理範囲及び管轄に属すること。
- (5) 訴訟時効の範囲内にあること。
- (6) 当事者が当該品種権の権利侵害事件について人民法院に提訴していないこと。

2、 第一項にいう利害関係人は品種権実施許諾の被許諾者、品種権の合法的相続人を含む。品種権実施許諾契約の被許諾者のうち、独占実施許諾契約の被許諾者は単独に請求を提出することができる。排他的実施許諾契約の被許諾者は品種権者が請求しない場合のみ、単独に請求を提出することができる。契約に別途の約定がある場合を除き、普通実施許諾契約の被許諾者は単独で請求を提出することができない。

第五条 品種権侵害事件の処理を請求する時効は二年であり、品種権者又は利害関係人が侵害行為を知った又は知り得た日より計算する。

第六条 省レベル以上の人民政府の農業行政部門に品種権侵害事件を処理することを請求する場合に、請求書及び品種権に関わる品種権の証書を提出しなければならず、且つ被請求人の数に基づき、請求書の副本を提供しなければならない。

2、 請求書には以下の内容を記載しなければならない。

- (1) 請求人の氏名又は名称、住所、法定代表人の氏名、役職。代理を委託する場合は、代理人の氏名及び代理機構の名称、住所。
- (2) 被請求人の氏名又は名称、住所。
- (3) 処理を請求する事項、事実及び理由。請求書には請求人の署名又は捺印をさせな

なければならない。

第七条 本規定第六条に規定された条件を満たす場合、省レベル以上の人民政府の農業行政部門は、請求書を受領した日より7日以内に立件し且つ書面で請求人に通知するとともに、3名以上の奇数の担当員を指定して、当該品種権侵害事件を処理させる。請求が本規定第六条に規定された条件を満たさない場合、省レベル以上の人民政府の農業行政部門は請求書を受領した日より7日以内に、書面で請求人に受理しないことを通知し、且つその理由を説明する。

第八条 省レベル以上の人民政府の農業行政部門は立件日より7日以内に請求書及びその添付書類の副本を郵送、手交又はその他の方式で被請求人に通知するとともに、受領日より15日以内に答弁書を提出することを要求することができ、且つ請求人の数に基づき、答弁書を提供させる。被請求人が期間を満了しても答弁書を提出しない場合にも、省レベル人民政府の農業行政部門の処理を妨げない。被請求人が答弁書を提出した場合、省レベル人民政府の農業行政部門は受領日より7日以内に答弁書の副本を郵送、手交又はその他の方式で請求人に送付する。

第九条 省レベル以上の人民政府の農業行政部門による品種権侵害事件の処理は、一般に書面審理を主とする。必要な場合、口頭審理を行うことができ、且つ口頭審理の7日以前に口頭審理の時間と場所を当事者に通知する。当事者が正当な理由がなく、参加しないか又は許可を得ず途中退出する場合、請求人であるときは取り下げとして処理し、被請求人であるときは欠席として処理する。

2、省レベル以上の人民政府の農業行政部門は、口頭審理を行う場合、参加人及び審理の状況を記録し、誤りがないことを確認した場合、担当官及び参加人に署名又は捺印させる。

第十条 当事者同士が調停に応じ又は和解協議を締結し若しくは請求人が請求を取り下げる場合を除き、省レベル以上の人民政府の農業行政部門は権利侵害事件について処理を決定し、且つ処理決定書を作成し、以下の内容を明記しなければならない。

- (1) 請求人、被請求人の氏名又は名称、住所、法定代表人又は主な責任者の氏名、職務、代理人の氏名又は代理機構の名称。
- (2) 当事者が陳述した事実と理由。
- (3) 権利侵害行為が成立するか否かを確定する理由と根拠。
- (4) 処理決定：権利侵害行為の成立を認定する場合、被請求人に直ちに権利侵害行為の停止を命じ、処罰の内容を明記しなければならない。権利侵害行為が成立しないことを認定した場合は、請求人の請求を拒絶しなければならない。
- (5) 処理決定に不服があり、行政不服を申し立て、又は行政訴訟を提起する際のルートと期限。処理決定書は事件の担当官に署名させ、且つ省レベル以上の人民政府の捺印をさせなければならない。

第十一条 省レベル以上の人民政府農業行政部門は権利侵害行為の成立を認定し且つ処理決定

を下す場合、以下の措置を取り、権利侵害行為を差止めなければならない。

- (1) 権利侵害者が授権された品種繁殖材料を生産し又は授権された品種繁殖材料を直接用いてもう一種の繁殖材料を生産する場合、生産の即時停止を命じ、且つ生産中の植物材料を廃棄することを命じる。既に繁殖材料を獲得した場合には、命じて販売させてはならない。
- (2) 権利侵害者が品種繁殖材料を販売し、又は品種繁殖材料を用いてもう一種の繁殖材料を生産する場合、販売行為の即時停止を命じ且つ未販売のものを販売させてはならない。
- (3) 違法所得を没収する。
- (4) 違法所得の5倍以下の過料に処する。
- (5) 権利侵害行為の停止に必要なその他の措置

第十二条 当事者は省レベル以上の人民政府の農業行政部門が下した処理決定に不服がある場合、法により行政不服を申し立て又は裁判所に提訴することができる。期間を満了しても行政不服を申し立てないか又は提訴せず、且つ権利侵害行為を停止しない場合、省レベル以上の人民政府の農業行政部門は人民法院に強制執行を請求することができる。

第十三条 省レベル以上の人民政府の農業行政部門は権利侵害行為の成立を認定した場合、当事者の要請により、権利侵害による損害の賠償について調停することができる。必要に応じ、関連部門及び個人に調停を協力させることができる。調停によって協議が成立された場合、省レベル以上の人民政府は調停協議書を作成し、以下の内容を明記しなければならない。

- (1) 請求人、被請求人の氏名又は名称、住所、法定代表人の氏名、職務。代理人を委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。
- (2) 事件の主な事実及び各当事者が負うべき責任。
- (3) 協議の内容及び関連費用の分担。調停協議書は各当事者に署名又は捺印させ、事件担当官に署名させ且つ省レベル以上の人民政府の農業行政部門に捺印させる。調停書が送達されたのち、当事者は協議を履行しなければならない。調停で協議が成立されない場合には、当事者は法により人民法院に提訴することができる。

第十四条 品種権侵害の賠償額は、権利者が権利侵害行為により蒙った損失又は権利侵害者の権利侵害行為によって得られた利益に基づき算定する。権利者の損失又は権利侵害者の利益が算定しがたい場合、品種権使用許諾費の1倍以上5倍以下の範囲で実情に合わせて確定する。

第十五条 省レベル以上の人民政府の農業行政部門又は人民法院は、権利侵害行為が成立する処理決定又は判決を下した後も、被請求人が同一の品種権について再び同類の権利侵害行為を行う場合、品種権者又は利害関係処理請求により省レベル以上の人民政府の農業行政部門は直接に権利侵害行為の即時停止の処理決定を下し且つ相応の処罰措置を取ることができる。

第十六条 農業行政部門は以下の方式で品種権案件の行為者の違法所得を確定することができる。

(1) 権利を侵害し又は他人の品種権の繁殖材料を偽って販売した場合、当該品種繁殖材料の価格に販売数量を乗じた金額を違法所得とする。(2) 権利侵害又は他人の品種権を偽る契約を締結して受け取った費用を違法所得とする。

第十七条 省レベル以上の人民政府の農業行政部門が品種権侵害事件を処理し又は県レベル以上の人民政府の農業行政部門が授権品種を偽る事件を処理する手続きについては、「農業行政処罰手続規定」を適用する。

第十八条 本規定は農業部がその解釈に責任を負う。

第十九条 本規定は2003年2月1日より施行する。